

1. 件名：東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る施設定期検査に関する面談

2. 日時：令和元年11月20日 14時00分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

検査グループ 専門検査部門

南川上席原子力専門検査官、三澤原子力専門検査官

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

松井安全審査官、田上審査係

東京電力ホールディングス（株）

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部

官庁対応グループ担当 他5名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス（株）から、第6回施設定期検査について面談を行いたい旨の申し出があり、面談を行った。

○東京電力ホールディングス（株）から、以下の施設定期検査対象設備の検査判定基準に係る設定値及び許容範囲等の根拠について、説明があった。

➤ 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、放射線管理関係設備等

- ・ダスト放射線モニタの線源校正に対する許容範囲
- ・ダスト放射線モニタの警報設定値に対する許容範囲
- ・ダスト放射線モニタの監視に対する許容範囲

➤ 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備

- ・エリア放射線モニタの線源校正に対する許容範囲
- ・エリア放射線モニタの校正に対する許容範囲
- ・エリア放射線モニタの警報設定値に対する許容範囲

➤ 使用済燃料共用プール設備

- ・プロセス放射線モニタの線源校正に対する許容範囲
- ・プロセス放射線モニタの校正に対する許容範囲
- ・プロセス放射線モニタの警報設定値に対する許容範囲

- 雨水処理設備等
  - ・ モバイルRO膜装置及び淡水化処理RO膜装置の基数追加
  - ・ 漏えい検知のための床面からの設定水位及びその許容範囲
- 原子炉格納容器内窒素封入設備
  - ・ 原子炉格納容器内窒素封入設備の工事状況

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認した。また、上記設備のうち設定値及び許容範囲等について、根拠に基づき設定されていることを確認した。

## 6. その他

資料1：施設定期検査内容確認表

資料2：施設定期検査対象設備の設定値及び許容範囲整理表（No. 9, 15）